

市職員給与項目の住居手当について

【内容】

平成 19 年度実質公債費比率が発表され、当市は前年比 2.3 ポイント増の 21.9% と県内 30 市町村でワースト 4 位の状況にあります。その中で、市総務課の作成によるホームページ公表の「田辺市の給与・定員管理等について」を見ましたところ、市職員の給与について、その他の手当の項目で住居手当が支給されています。この給与項目の内容につき、一年金生活者の市民として非常な疑問を持ちましたので申し出いたします。

◎6 項 その他の手当（18 年 4 月 1 日現在）として、住居手当に関し、当市の内容として、「借家の場合（家賃が 12,000 円を超える場合に限る。）、家賃の額に応じて 27,000 円を限度として支給。自宅の場合 3,500 円」、国の制度との異同は「異なる」、国の制度と異なる内容としては「自宅 2,500 円」と記載しています。

申出事項①

当市の「給与・定員管理等について」の 6 項の記載内容により、当初の私の理解は、「市職員は、自宅の所有者には月額 3,500 円の手当がつき、国の職員には月額 2,500 円。少々、市職員の方が優遇されているな」と受け止めたのですが、続いて県内他市町村の「給与・定員管理等について」と、「国家公務員給与の概要」を見て、非常なショックを受けました。

国の制度では、2,500 円の支給は自宅の新築・購入から 5 年間に限るとされていることを知ったのです。県内他市町村は、国の制度と異同がある場合は、国の制度には金額と支給期間を明確に記載しているのです。それに対して当市の記載では、国の制度について金額のみであり、支給期間が記載されていないのです。統一的公表の様式であり、国が 5 年間と限定されているのに対し、当市職員には退職するまで支給されるのであれば、国の制度との異同は大きな物があるのは明らかです。これを明確に市民に向けてこの文章上に記載し、公表されなければなりません。現状の記載では、市民を欺瞞する行為とも思われる重要な問題と受け止めます。この作成は、総務省の指針により、全地方公共団体が実施している重要事項です。その公表内容に事実が一部伏せられているともいえる事柄であり、大きな問題とされます。支給期間の記載を漏らしたとの言い訳では済まされません。他の発表内容や数字がこれもまた大きく操作されたものではないかとも、市民は受け止めかねません。市の発表内容を信用できないのです。国の制度を独自に調べれば分かることではあります。異同があれば、記載しなさいとされているのです。それをしなかったの

が大きな問題です。責任ある回答をお願いします。

申出事項②

市の収入財源は言うまでもなく、市民税・固定資産税等の市税が大きな部分を占めています。ここで、一般市民は収入の中から市民税を納め、自宅やその他固定資産に見合った固定資産税を納め、田辺市政の運営のために苦しい生活の中でやりくりして、国民の義務を果たし納税しているのです。

しかるに、この当市の住居手当の意味するところは、市職員においては、市税の基幹税である固定資産税の納付に関して、自宅部分については給料の上乗せ手当として、月額 3,500 円の追加支給を受け、年額 42,000 円もの額を受け取り、本来は所定の給与額・収入額の中で一般市民と同様に負担すべき税につき、退職までの長年月に渡り、「市民が納めた血の結晶ともいえる税金を自宅の固定資産税の支払いの部分に当てている」のではないかと云わざるを得ません。

言い換えれば、何故に市職員の固定資産税の支払いをこれほど長期間に渡り減額する必要があるのか。税金の納付を長期に渡り結果的に割引されるということはありません。所定の働きに見合った給与は、当然本給与として支給されているのです。全くお手盛りの給与項目であると言わざるを得ません。

いつからこの制度が実施されたのか、内容の変遷と併せ、回答を願います。国の制度は、人事院勧告が平成 15 年に出されています。当市においてもこの財政の厳しき折から早急にその内容と同様に改定されるよう求めます。

この話を数日前に総務課人事・給与係としましたが、その際に担当者より説明のあった理由は、「持ち家を推奨しているため」「田辺市は官舎がないため」とのことでありました。

以下に市民としての意見を述べます。

イ) 持ち家制度を推奨しているのは、市のみではなく国の施策として新築後 3 年間等は固定資産税の半額控除等や住宅借入金等特別控除などの制度が設けられており、全国民に等しく推奨しているものであり、一市職員が優遇されなければならない謂（いわ）れはないと考えます。この優遇策が民間企業において、非常に利益があがって経営者が従業員の貢献に報いる趣旨として、収益の分配として実施されるのとは、全く異なるものと考えます。地方公共団体が利潤を追求し、活動するものではないのは言うまでもありません。

ロ) 官舎がないためとのことについては、国・県・全国展開企業等と同一には考えられない。これらは、入庁時、入社時からその勤務箇所に居住しない人が多数を占め、かつ、全国的、広域的に転勤の可能性があるため、官舎・社宅を準備している

のであり、当市の職員の居住地と勤務地の関係とはほぼ同一が多いものであり、かつ、転勤で居住地が変わる必要はないのです。これは、子供の転校や単身生活の必要は非常に少なく家庭生活においては、非常に恵まれた環境にあります。官舎がないから手当を付ける必要があることにはつながらないと考えます。自宅の取得は、あくまで全国民すべてにおいて自己責任で行うものと言えるでしょう。一定の国の推奨策はイ) のとおりです。

また、借家の費用の補助が 27,000 円を限度で実施されているが、これは経費上の観点からは、独身寮的な、また、若い世代向けの官舎を数棟建築するべきと申し出ます。費用補助が年額 4,000 万円近い額となっているのであれば、官舎の建築の方が長い年月で見れば経費節減となるのではないかと。この観点から、国・県・大企業は自前の官舎や社宅を整備しているのであって、最高 27,000 円もの補助は当地方においては、民間と比較して非常な優遇策と考えます。十分の検討をお願いします。

ハ) 市職員が、非常に恵まれているとの市民の受け止め方が蔓延（まんえん）しています。休暇制度はどうか、勤務日数はどのようなものか。土日祝日、休日、年末年始休日は平成 19 年中、365 日のうち 120 日の休みがあり、3.28 日に 1 日の休みとなる。その上に夏期休暇 7 日間、年間 20 日の有給休暇が設けられています。一日 8 時間勤務で週 40 時間まで、それ以降は時間外勤務手当。

この中での 17 年度の休日勤務手当の 53,616 千円もの多額の支給はいかなることか。勤務日に仕事できていないのではないかとと思われる額が使われている。それに比較して、民間中小企業では現実の状況はどうか。もちろん、法規に沿った実施は官として当然のことですが、それ以上に官民格差が大きく見えています。

市は地元民間の収入・給与水準を十分把握しているのか。そして、その内容を市職員給与の決定にどのように反映しているのか。決定過程を市民に開示願います。総務省の指針分文章にも十分勘案するべきとされています。

以上のとおり、市職員の給与項目の住居手当の支給内容につき申し出ますので、市当局の考え方と今後の取扱いにつき、文章にて①項目と②項目に分けて、回答くださるようお願いいたします。

【回答】

項目①について

職員給与等の公表につきましては、市職員の給与や定員管理の状況について、透明性を高め、市民に皆さんの理解が得られるように、公表しているところでありま

す。ご指摘いただきました住居手当の国と異なる内容の欄に支給期間が記載されていないことにつきましては、内容及び表現等が十分ではありませんでしたので、10月2日付けで修正を行いました。今後、職員給与等の公表につきましては、より適切な内容で公表していくよう努めてまいりたいと考えております。

項目②について

国の住居手当の制度につきましては、大都市を中心とした住宅難及び土地、建築費等の高騰と関係して、職員の負担する家賃が高額になってきたこと、また、民間でも住宅手当の普及が高まったことを受けて、昭和45年の人事院勧告で、借家、客間居住者に対する手当の創設が取り上げられたのが始まりです。昭和49年には自宅を所有している、いわゆる自宅居住者にも自宅の維持費やその他の住居費用を負担している事実を考慮し、支給範囲の拡大が勧告されました。その後、平成15年の人事院勧告では、民間における自宅居住者への住宅手当の支給が46.1%あるとしながらも、制定以来支給額の改定が行われておらず、民間の住宅手当の支給事由を見ても、住居の維持管理の費用を補てんする趣旨でこの手当を支給している事業所は少数であるとして、基本的には、廃止することが適当であるとしながら、新築、購入後5年間の住宅のみを対象とする手当に改められました。一方、県職員の給与に対して行われる和歌山県人事委員会の平成15年の勧告では、県内の民間における自宅居住者への住宅手当の支給は50.7%であり、自宅にかかる住居手当の月額を4,600円から1,000円を引き下げましたが、新築、購入後5年間の期間に限定する勧告は行われませんでした。本市では、国と同じく昭和45年5月から借家、借間居住者に対して住居手当の支給を開始し、昭和49年4月から自宅居住者に支給範囲を拡大してきました。国と異なる内容となったのは、平成5年4月からで、県や県内他市の状況を踏まえ、手当額が新築購入5年間は月額3,500円、それ以降は月額2,500円に改定し、その後、平成9年4月には現行の一律月額3,500円に改定し、平成15年には国の人事院勧告が出されましたが、県の人事委員会勧告や県内他市の状況を踏まえ、自宅にかかる住居手当を一律月額3,500円のまま引き続き支給することとしたものです。今後、住居手当につきましては、国の人事院勧告や県の人事委員会勧告の内容等を考慮し、検討してまいりたいと考えています。

(担当：総務課)